

名古屋市公報	令和元年 6月 5日 第 5号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2条第 1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室) (第1号)	5
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第2号)	7
告	示	
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第53号)	9
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第54号)	10
○ 名古屋市下志段味特定土地地区画整理組合の定款の変更認可	(住都・市街地整備課) (第55号)	11
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取	(住都・建築指導課) (第56号)	12
○ 特定計量器定期検査の実施	(市経・消費流通課) (第57号)	14
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第58号)	16
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第59号)	18
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第60号)	20
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第61号)	21
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第62号)	28
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第63号)	32
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第64号)	34

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第65号)	35
○ 生活保護法による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第66号)	36
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第67号)	37
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第68号)	41
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第69号)	44
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退	(健福・保護課)	(第70号)	47
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第71号)	49
○ 介護老人保健施設の許可	(健福・介護保険課)	(第72号)	52
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第73号)	53
○ 指定介護老人福祉施設の辞退	(健福・介護保険課)	(第74号)	55
○ 久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）公募設置等計画の変更の認定	(住都・都心まちづくり課)	(第75号)	56
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第76号)	57
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第77号)	58
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第78号)	60
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第79号)	63
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第80号)	65
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第81号)	66
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第82号)	68
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第83号)	69

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第84号)	70
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第85号)	72
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止	(健福・保護課)	(第86号)	74
○ 福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・障害企画課)	(第87号)	75

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第2号)	80
-------------------	-------	----

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程及び名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正	(第1号)	81
--	-------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	84
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	87
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	89
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	102
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	104

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市事務分掌条例施行細則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第 10 条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則（第 1 号）

1 改正内容

- (1) 一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会への派遣に伴い、名古屋市事務分掌条例施行細則（平成 12 年名古屋市規則第 8 号）の規定を整理します。（第 8 条及び第 9 条関係）
- (2) 一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会への派遣に伴い、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第 10 条の特定法人を定める規則（平成 14 年名古屋市規則第 8 号）の規定を整理します。（別表第 1 関係）

2 施行期日

令和元年 5 月 30 日から施行します。

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 2 号）

1 改正内容

市営住宅の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和元年 6 月 1 日から施行します。

名古屋市事務分掌条例施行細則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第1号

名古屋市事務分掌条例施行細則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則

(名古屋市事務分掌条例施行細則の一部改正)

第1条 名古屋市事務分掌条例施行細則(平成12年名古屋市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表総務局の項を削る。

第9条第1項の表総務局総合調整部アジア競技大会に係る連絡調整の項を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則(平成14年名古屋市規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

公益財団法人名古屋産業振興公社

を

」

「

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
公益財団法人名古屋産業振興公社

に改める。

」

附 則

この規則は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 2 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表山田東荘の項中

「

中層 耐火	5 階建	昭和44年度	25
	5 階建 (併存)	昭和44年度	20
高層 耐火	6 階建	平成25年度	74
	7 階建	昭和48年度	77
	10階建	平成28年度	80

を

」

「

高層 耐火	6 階建	平成25年度	74
	10階建	平成28年度	80

に改める。

」

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

名古屋市告示第53号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成29年 9月28日 29指令住開指第 124号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区作の山町80番 1の一部（第二工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区錦二丁目13番30号

J R 西日本プロパティーズ株式会社

中部支社長 加藤千明

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第54号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成29年12月26日 29指令住開指第 208号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番 358、2878番3324、2878番3466、2878番3467及び2878番3489

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区丸の内二丁目12番 8号
株式会社菊和
代表取締役 菊池 清

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第55号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

令和元年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市守山区大字下志段味字西新外 656番地

3 設立認可の年月日

平成 4年 9月 8日

4 変更の内容

第 8条中「80円」を「土地区画整理法施行規則第17条の規定に基づき、国土交通大臣が定める手数料の額」に改める。

第77条中「利子は年 6パーセント」を「利子の利率は徴収にあつては年 3パーセント、交付にあつては年 6パーセント」に改める。

5 変更認可の年月日

令和元年 5月27日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第56号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例（平成20年名古屋市条例第5号）第2条第2項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和元年5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオンモール株式会社 取締役社長 吉田 昭夫

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市西区則武新町三丁目102番1、102番4、110番2、118番、
123番2、142番2、143番1、144番1、150番及び151番
56,993.99平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工 事 種 別	新築
主 要 用 途	物品販売店舗、事務所
構 造	鉄骨造
建 築 面 積	30,264.70平方メートル
延 べ 面 積	141,764.30平方メートル
最高の高さ	30.50メートル

2 意見の聴取の事項

名古屋市大規模集客施設制限地区における建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（か）項に掲げる建築物の新築について

3 日時

令和元年6月10日（月） 午後1時30分

4 場所

名古屋市西区花の木二丁目18番1号

西区役所 講堂

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第57号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和元年5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 定期検査を行う区域
中川区

- 2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除きます。

- 3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
8月6日（火）	荒子小学校（南門：会議室）
8月8日（木）	八幡中学校（東門：会議室）
8月20日（火）	一色中学校（北門：金工室）
8月22日（木）	千音寺小学校（東北門：特別活動室）
8月27日（火）	広見小学校（正門：玄関）
8月29日（木）	長良中学校（正門：金工室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の

場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第58号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
平成31年 1月 7日 30指令住開指第 198号	名古屋市北区楠一丁目 1609番	名古屋市中区栄四丁目 5 番 3号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 前田和彦
平成29年12月15日 29指令住開指第 202号	（第 1工区）（第 2工 区） 名古屋市瑞穂区中山町 3丁目 7番 2	名古屋市東区葵二丁目 3 番 1号 株式会社クレストホーム ズ 代表取締役 大脇智之
平成31年 1月17日 30指令住開指第 208号	名古屋市熱田区一番二 丁目4422番 2外 1筆及 び4425番 1の一部	名古屋市熱田区四番一丁 目14番17号 株式会社大輝 代表取締役 網谷 仁
平成30年 7月27日 30指令住開指第87号	名古屋市北区楠二丁目 511番外 1筆	名古屋市北区楠味鋤三丁 目3343番地 奥田 隆

平成26年 4月30日 26指令住開指第16号	(第 4工区) 名古屋市天白区久方二丁目12番 2外 6筆及び12番 1の一部	名古屋市天白区久方二丁目12番地 1 学校法人トヨタ学園 理事長 増田義彦
平成30年10月12日 30指令住開指第 140号	名古屋市千種区春里町2丁目 1番 3	東京都千代田区丸の内二丁目 2番 3号 株式会社フージャースアベニュー 代表取締役 森 俊哉
平成29年11月20日 29指令住開指第 169号	(第 1工区) 名古屋市名東区梅森坂一丁目1107番 1外 4筆	愛知県みよし市三好丘一丁目 2番地 1 株式会社トーヨーホーム 代表取締役 林 喜彦
平成30年10月 4日 30指令住開指第 132号	名古屋市千種区御影町2丁目 2番 2外 1筆	名古屋市西区菊井一丁目36番20号 株式会社ツインヴィレッジ名古屋 代表取締役 二村 剛

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第59号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人杏林会 東京都目黒区中央町二丁目 5—12	介護老人保健施設リハビリパーク千種 名古屋市千種区今池一丁目16番 4号	平成31年 2月 1日

2 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人杏林会 東京都目黒区中央町二丁目 5	介護老人保健施設リハビリパーク千種	平成31年 2月 1日

—12	名古屋市千種区今池一丁目16 番 4号	
-----	------------------------	--

3 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社プラン 名古屋市緑区滝ノ水三丁目 2001番地	グループホームひまわり苑 名古屋市緑区大高町字北平部 1番地の76	平成30年 12月 1日

4 介護老人保健施設

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人杏林会 東京都目黒区中央町二丁目 5 —12	介護老人保健施設リハビリパーク千種 名古屋市千種区今池一丁目16 番 4号	平成31年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第60号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
かもめ薬局	名古屋市中川区好本町 2丁目 7番地 の 2	平成31年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第61号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		G A R O株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32番地の 1
介護事業所の名称	旧	訪問介護ステーションG A R O瑞穂
	新	訪問介護ステーションG A R O鶴舞
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32番地の 1
	新	名古屋市昭和区鶴舞二丁目12番24号
変 更 年 月 日		平成31年 1月 1日

介護事業者の名称		株式会社イグナーツ
介護事業者の所在地		名古屋市南区内田橋一丁目 3番 8号
介護事業所の名称		ヘルパーステーション笑和
介護事業所の所在	旧	名古屋市南区内田橋一丁目 3番 8号

地	新	名古屋市南区豊田五丁目11番68号
変 更 年 月 日		平成30年12月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		エーエスデイサービス株式会社
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市南区星崎一丁目10番地
介 護 事 業 所 の 名 称		訪問介護センターさふらん守山
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市守山区四軒家一丁目1304番地
	新	名古屋市守山区森孝一丁目1401番地
変 更 年 月 日		平成30年12月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		エーエスデイサービス株式会社
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市南区星崎一丁目10番地
介 護 事 業 所 の 名 称		訪問介護センターさふらん緑
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市緑区左京山 104番地
	新	名古屋市緑区大将ヶ根二丁目1043番地
変 更 年 月 日		平成30年 7月23日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社リーベン
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市北区若葉通 1丁目13番地
介 護 事 業 所 の 名 称		訪問看護ステーション・リハビリテーションしあわせ
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市東区大曾根二丁目 5番30号
	新	名古屋市北区若葉通 1丁目13番地
変 更 年 月 日		平成31年 2月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		一般財団法人名古屋市療養サービス事業団
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市中村区豊国通 1丁目14番地
介 護 事 業 所 の 名 称	旧	名古屋市中区訪問看護ステーション

	新	名古屋市中・東訪問看護ステーション
介護事業所の所在地		名古屋市中区上前津二丁目12番23号
変 更 年 月 日		平成31年 4月 1日

介護事業者の名称		帝人在宅医療株式会社
介護事業者の所在地		東京都千代田区霞が関三丁目 2番 1号
介護事業所の名称		泉訪問看護ステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区栄三丁目11番31号
地	新	名古屋市中区新栄一丁目 5番18号
変 更 年 月 日		平成31年 3月18日

介護事業者の名称		一般財団法人名古屋市療養サービス事業団
介護事業者の所在地		名古屋市中村区豊国通 1丁目14番地
介護事業所の名称	旧	名古屋市昭和区訪問看護ステーション
	新	名古屋市昭和・瑞穂訪問看護ステーション
介護事業所の所在地		名古屋市昭和区御器所三丁目18番 1号
変 更 年 月 日		平成31年 4月 1日

介護事業者の名称		一般財団法人名古屋市療養サービス事業団
介護事業者の所在地		名古屋市中村区豊国通 1丁目14番地
介護事業所の名称	旧	名古屋市港区訪問看護ステーション
	新	名古屋市港・熱田訪問看護ステーション
介護事業所の所在地		名古屋市港区港楽二丁目 6番32号
変 更 年 月 日		平成31年 4月 1日

介護事業者の名称		一般財団法人名古屋市療養サービス事業団
介護事業者の所在地		名古屋市中村区豊国通 1丁目14番地
介護事業所の名称		名古屋市緑区訪問看護ステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区池上台二丁目 254番地の 1

地	新	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 7番地の 1
変 更 年 月 日		平成31年 4月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 事 業 所 の 名 称		本山歯科医院
介護事業所の所在	旧	名古屋市千種区四谷通 1丁目 6番地の 1
地	新	名古屋市千種区池園町 2丁目 3番地
変 更 年 月 日		平成31年 3月 1日

4 居宅介護支援

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社リーベン
介護事業者の所在地		名古屋市北区若葉通 1丁目13番地
介 護 事 業 所 の 名 称		しあわせケアプラン
介護事業所の所在	旧	名古屋市北区志賀町 2丁目65番地
地	新	名古屋市北区若葉通 1丁目13番地
変 更 年 月 日		平成31年 2月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		生活協同組合コープあいち
介護事業者の所在地		名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の 1
介 護 事 業 所 の 名 称		コープあいち福祉サービス昭和居宅
介護事業所の所在	旧	名古屋市昭和区御器所一丁目 3番10号
地	新	名古屋市昭和区御器所二丁目 7番 2号
変 更 年 月 日		平成30年 7月16日

介 護 事 業 者 の 名 称		一般財団法人名古屋市療養サービス事業団
介護事業者の所在地		名古屋市中村区豊国通 1丁目14番地
介 護 事 業 所 の 名 称		名古屋市緑区ケアマネジメントセンター
介護事業所の所在	旧	名古屋市緑区池上台二丁目 254番地の 1
地	新	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 7番地の 1

変 更 年 月 日	平成31年 4月 1日
-----------	-------------

5 介護予防支援

介 護 事 業 者 の 名 称	医療法人財団善常会
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市南区松池町 2丁目14番地
介 護 事 業 所 の 名 称	名古屋市南区北部いきいき支援センター
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市南区桜本町 112番地
	新 名古屋市南区桜台一丁目 1番25号
変 更 年 月 日	平成31年 4月 1日

6 予防専門型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	G A R O株式会社
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32番地の 1
介 護 事 業 所 の 名 称	旧 訪問介護ステーションG A R O瑞穂
	新 訪問介護ステーションG A R O鶴舞
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32番地の 1
	新 名古屋市昭和区鶴舞二丁目12番24号
変 更 年 月 日	平成31年 1月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社イグナーツ
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市南区内田橋一丁目 3番 8号
介 護 事 業 所 の 名 称	ヘルパーステーション笑和
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市南区内田橋一丁目 3番 8号
	新 名古屋市南区豊田五丁目11番68号
変 更 年 月 日	平成30年12月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称	エーエスデイサービス株式会社
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市南区星崎一丁目10番地
介 護 事 業 所 の 名 称	訪問介護センターさふらん守山

介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区四軒家一丁目1304番地
	新	名古屋市守山区森孝一丁目1401番地
変 更 年 月 日		平成30年12月 1日

介護事業者の名称		エーエスデイサービス株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市南区星崎一丁目10番地
介護事業所の名称		訪問介護センターさふらん緑
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区左京山 104番地
	新	名古屋市緑区大将ヶ根二丁目1043番地
変 更 年 月 日		平成30年 7月23日

7 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		エーエスデイサービス株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市南区星崎一丁目10番地
介護事業所の名称		訪問介護センターさふらん守山
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区四軒家一丁目1304番地
	新	名古屋市守山区森孝一丁目1401番地
変 更 年 月 日		平成30年12月 1日

介護事業者の名称		エーエスデイサービス株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市南区星崎一丁目10番地
介護事業所の名称		訪問介護センターさふらん緑
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区左京山 104番地
	新	名古屋市緑区大将ヶ根二丁目1043番地
変 更 年 月 日		平成30年 7月23日

8 介護予防ケアマネジメント

介護事業者の名称		医療法人財団善常会
介護事業者の所在地		名古屋市南区松池町 2丁目14番地

介護事業所の名称		名古屋市南区北部いきいき支援センター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区桜本町 112番地
	新	名古屋市南区桜台一丁目 1番25号
変更年月日		平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第62号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
一般財団法人名古屋市療養サ ービス事業団 名古屋市中村区豊国通 1丁目 14番地	名古屋市東区訪問看護ステー ション 名古屋市東区泉二丁目28番 5 号	平成31年 4月 1日
株式会社リーベン 名古屋市北区若葉通 1丁目13 番地	訪問看護ステーションしあわ せリハビリ 名古屋市昭和区若柳町 1丁目 9番地	平成31年 3月31日
一般財団法人名古屋市療養サ	名古屋市瑞穂区訪問看護ステ	平成31年

ービス事業団 名古屋市中村区豊国通 1丁目 14番地	ーション 名古屋市瑞穂区佐渡町 3丁目 18番地	4月 1日
一般財団法人名古屋療養サ ービス事業団 名古屋市中村区豊国通 1丁目 14番地	名古屋市熱田区訪問看護ステ ーション 名古屋市熱田区神宮三丁目 1 番15号	平成31年 4月 1日

2 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
社会福祉法人サンライフ 名古屋市東区葵三丁目25番23 号	介護老人保健施設ジョイフル 名駅 名古屋市中村区名駅五丁目25 番12号	平成31年 3月31日

3 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
社会福祉法人サンライフ 名古屋市東区葵三丁目25番23 号	ショートステイホームジョイ フル千種 名古屋市東区葵三丁目25番23 号	平成31年 3月31日
社会福祉法人サンライフ 名古屋市東区葵三丁目25番23 号	ショートステイホームジョイ フル名駅 名古屋市中村区名駅五丁目25 番12号	平成31年 3月31日

4 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人サンライフ 名古屋市東区葵三丁目25番23号	介護老人保健施設ジョイフル名駅 名古屋市中村区名駅五丁目25番12号	平成31年 3月31日

5 居宅介護支援

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人サンライフ 名古屋市東区葵三丁目25番23号	介護支援センタージョイフル千種 名古屋市東区葵三丁目25番23号	平成31年 3月31日
パナソニックエイジフリー株式会社 大阪府門真市大字門真1048番地	パナソニックエイジフリーケアセンター名古屋上小田井・ケアマネジメント 名古屋市西区中小田井四丁目408番地の1	平成31年 3月31日
合同会社たけうち 名古屋市緑区桃山三丁目 618 番地	桃の花居宅介護支援事業所 名古屋市緑区桃山三丁目 618 番地	平成31年 3月31日

6 介護老人福祉施設

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人サンライフ 名古屋市東区葵三丁目25番23号	特別養護老人ホームジョイフル千種	平成31年 3月31日

号	名古屋市東区葵三丁目25番23号	
---	------------------	--

7 介護老人保健施設

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人サンライフ 名古屋市東区葵三丁目25番23号	介護老人保健施設ジョイフル名駅 名古屋市中村区名駅五丁目25番12号	平成31年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第63号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
かとう歯科クリニック	名古屋市北区清水三丁目21番19号	平成31年 3月 1日
成田病院	名古屋市中区大須一丁目20番30号	平成31年 4月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日

かとう歯科クリニック	名古屋市北区清水三丁目21番19号	平成31年 3月 1日
成田病院	名古屋市中区大須一丁目20番30号	平成31年 4月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
かとう歯科クリニック	名古屋市北区清水三丁目21番19号	平成31年 3月 1日
成田病院	名古屋市中区大須一丁目20番30号	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第64号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 通所介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ML S 名古屋市天白区菅田一丁目 2802番地	デイサービスセンター元八事 名古屋市天白区元八事三丁目 93番地	平成29年 9月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第65号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
スギヤマ薬局植田店	名古屋市天白区元植田一丁目 906番 地	平成31年 3月 5日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第66号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
みゆきファーマシー御器所 店	名古屋市昭和区御器所通 2丁目17番 地の 1	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第67号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		株式会社ニューズ
介護事業者の所在地		名古屋市千種区園山町 1丁目 7番地
介護事業所の名称		リリー訪問看護ステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区駒止町 1丁目 117番地の 2
	新	名古屋市北区東味鋤一丁目1005番地
変更年月日		平成31年 3月 1日

介護事業者の名称		株式会社花の木
介護事業者の所在地		名古屋市西区枇杷島四丁目13番20号
介護事業所の名称		訪問看護ステーション花の木
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区花の木一丁目 1番17号

地	新	名古屋市西区枇杷島四丁目13番20号
変 更 年 月 日		平成30年11月 1日

2 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称	旧	株式会社ヤマシタコーポレーション
	新	株式会社ヤマシタ
介護事業者の所在地		静岡県島田市中河 737
介護事業所の名称	旧	株式会社ヤマシタコーポレーション千種営業所
	新	株式会社ヤマシタ千種営業所
介護事業所の所在地		名古屋市千種区池園町 2丁目 4番地の 1
変 更 年 月 日		平成31年 4月 1日

介護事業者の名称	旧	株式会社ヤマシタコーポレーション
	新	株式会社ヤマシタ
介護事業者の所在地		静岡県島田市中河 737
介護事業所の名称	旧	株式会社ヤマシタコーポレーション名古屋ショールーム
	新	株式会社ヤマシタ名古屋ショールーム
介護事業所の所在地		名古屋市中川区舟戸町 6番23号
変 更 年 月 日		平成31年 4月 1日

3 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社ちくたく亭
介護事業者の所在地		名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
介護事業所の名称	旧	ケアプランちくたく亭
	新	ケアマネパーク
介護事業所の所在地		名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
変 更 年 月 日		平成31年 4月 1日

介護事業者の名称		社会福祉法人絆
介護事業者の所在地		三重県津市雲出本郷町字連方前2128番
介護事業所の名称		愛の里名古屋東居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字中志段味字富士塚2384番地の1
	新	名古屋市守山区大字上志段味字川原 156番地
変更年月日		平成31年 4月 1日

介護事業者の名称		株式会社アンネイズ
介護事業者の所在地		愛知県津島市百町下住吉28番地
介護事業所の名称		まごころプラン
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字城38番地の 7
	新	名古屋市緑区鳴海町字矢切77番地の 2
変更年月日		平成30年12月 1日

介護事業者の名称		合資会社リトル・トゥリー
介護事業者の所在地		名古屋市名東区高針二丁目2506番地の 2
介護事業所の名称		縁屋居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区新宿二丁目15番地
	新	名古屋市名東区高針二丁目2506番地の 2
変更年月日		平成30年 4月 1日

4 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称	旧	株式会社ヤマシタコーポレーション
	新	株式会社ヤマシタ
介護事業者の所在地		静岡県島田市中河 737
介護事業所の名称	旧	株式会社ヤマシタコーポレーション千種営業所
	新	株式会社ヤマシタ千種営業所
介護事業所の所在地		名古屋市千種区池園町 2丁目 4番地の 1

変 更 年 月 日	平成31年 4月 1日
-----------	-------------

介護事業者の名称	旧	株式会社ヤマシタコーポレーション
	新	株式会社ヤマシタ
介護事業者の所在地		静岡県島田市中河 737
介護事業所の名称	旧	株式会社ヤマシタコーポレーション名古屋ショールーム
	新	株式会社ヤマシタ名古屋ショールーム
介護事業所の所在地		名古屋市中川区舟戸町 6番23号
変 更 年 月 日	平成31年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第68号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社日本エルダリーケア サービス 東京都港区芝公園 3丁目 4番 30号	にじのさと北サービスセンタ ー 名古屋市北区平安一丁目 2番 3号	平成31年 3月31日
株式会社日本エルダリーケア サービス 東京都港区芝公園 3丁目 4番 30号	にじのさと中川ヘルパーステ ーション 名古屋市中川区高畑二丁目 101番地	平成31年 3月31日
株式会社日本エルダリーケア	にじのさと名東サービスセン	平成31年

サービス 東京都港区芝公園 3丁目 4番 30号	ター 名古屋市名東区本郷三丁目 171番地	3月31日
--------------------------------	-----------------------------	-------

2 通所介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
ヒューマンライフケア株式会 社 東京都新宿区西新宿七丁目 5 番25号	ヒューマンライフケア太閤の 湯 名古屋市中村区松原町 5丁目 125番地	令和元年 5月31日

3 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
社会福祉法人サンライフ 名古屋市東区葵三丁目25番23 号	ショートステイホームジョイ フル砂田橋 名古屋市東区砂田橋一丁目 1 番 1号	平成31年 3月31日

4 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
社会福祉法人サンライフ 名古屋市東区葵三丁目25番23 号	小規模多機能型居宅介護ジョ イフル砂田橋 名古屋市東区砂田橋一丁目 1 番 1号	平成31年 3月31日

5 居宅介護支援

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社日本エルダリーケアサービス 東京都港区芝公園 3丁目 4番 30号	にじのさと中川居宅介護支援事業所 名古屋市中川区高畑二丁目 101番地	平成31年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第69号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
佐藤内科	名古屋市東区新出来二丁目 1番 8号	平成31年 4月30日
安藤歯科クリニック	名古屋市東区前浪町 7番13号	平成30年 6月30日
平澤歯科医院	名古屋市中村区横井一丁目 112番地	平成31年 3月30日

2 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
高畑クリニック	名古屋市中川区篠原橋通 3丁目58番 地の 1	令和元年 5月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
佐藤内科	名古屋市東区新出来二丁目 1番 8号	平成31年 4月 30日
安藤歯科クリニック	名古屋市東区前浪町 7番13号	平成30年 6月 30日
平澤歯科医院	名古屋市中村区横井一丁目 112番地	平成31年 3月 30日

4 介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
高畑クリニック	名古屋市中川区篠原橋通 3丁目58番 地の 1	令和元年 5月 1日

5 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
佐藤内科	名古屋市東区新出来二丁目 1番 8号	平成31年 4月 30日
安藤歯科クリニック	名古屋市東区前浪町 7番13号	平成30年 6月 30日
スギ薬局名古屋駅前店	名古屋市中村区名駅三丁目14番16号	平成31年

		3月24日
平澤歯科医院	名古屋市中村区横井一丁目 112番地	平成31年 3月30日
ファーマライズ薬局名古屋店	名古屋市中川区松年町 5丁目 2番地の 6	平成31年 2月28日
植田駅前歯科	名古屋市天白区植田南二丁目 210番地	平成31年 4月30日
ファーマライズ薬局平針店	名古屋市天白区平針四丁目 301番地	平成31年 2月28日

6 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
高畑クリニック	名古屋市中川区篠原橋通 3丁目58番地の 1	令和元年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第70号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第
4項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、
次のとおり辞退の届出がありました。

令和元年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
麻里デンタルクリニック	名古屋市瑞穂区彌富ヶ丘町 1丁目15 番地の 5	令和元年 5月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
麻里デンタルクリニック	名古屋市瑞穂区彌富ヶ丘町 1丁目15 番地の 5	令和元年 5月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
日本調剤中村日赤駅薬局	名古屋市中村区道下町 3丁目35番地 先	平成31年 4月 1日
麻里デンタルクリニック	名古屋市瑞穂区彌富ヶ丘町 1丁目15 番地の 5	令和元年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第71号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第86条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 サン・ビジョ ン	介護老人福祉 施設 ジョイ フル名駅	名古屋市中村区 名駅五丁目25番 12号	平成31年 4月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
社会福祉法人 サン・ビジョ ン	ショートステ イホーム ジ ョイフル名駅	名古屋市中村区 名駅五丁目25番 12号	平成31年 4月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
社会福祉法人 サン・ビジョ ン	ショートステ イホーム ジ ョイフル砂田 橋	名古屋市東区砂 田橋一丁目 1番 1号	平成31年 4月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
社会福祉法人 サン・ビジョ ン	特別養護老人 ホーム ジョ イフル千種	名古屋市東区葵 三丁目25番23号	平成31年 4月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
社会福祉法人	ショートステ	名古屋市東区葵	平成31年	短期入所生活介護

サン・ビジョ ン	イホーム ジ ョイフル千種	三丁目25番23号	4月 1日	介護予防短期入所 生活介護
社会福祉法人 サン・ビジョ ン	介護付有料老 人ホーム ジ ョイフル千種	名古屋市東区葵 三丁目25番23号	平成31年 4月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
社会福祉法人 絆	特別養護老人 ホーム愛の里 名古屋東	名古屋市守山区 大字上志段味字 川原 156番地	平成31年 4月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
社会福祉法人 善常会	特別養護老人 ホームオレン ジタウン笠寺 Ⅱ	名古屋市南区前 浜通 2丁目 1番 地の 3	平成31年 4月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
医療法人生寿 会	サービス付き 高齢者向け住 宅医療法人生 寿会エイム新 栄	名古屋市中区新 栄三丁目 7番13 号	平成31年 4月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
株式会社親孝 行	シルバーマン ション 南陽 の里	名古屋市港区七 反野一丁目1910 番地	平成31年 4月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
社会福祉法人 紫水会	オーネストひ びの大宝 介 護付き有料老 人ホーム	名古屋市熱田区 大宝一丁目 1番 3号	平成31年 4月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
社会福祉法人 八事福祉会	第二八事苑	名古屋市天白区 大坪二丁目 701 番地	平成31年 3月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護

社会福祉法人 八事福祉会	ユニット型 第二八事苑	名古屋市天白区 大坪二丁目 701 番地	平成31年 3月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
株式会社ケア リッツ・アン ド・パートナ ーズ	ショートステ イケアリッツ 天白	名古屋市天白区 中平四丁目1808 番地	平成31年 3月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護

2 指定介護老人福祉施設

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 サン・ビジョ ン	介護老人福祉 施設 ジョイ フル名駅	名古屋市中村区 名駅五丁目25番 12号	平成31年 4月 1日	指定介護福祉施設 サービス
社会福祉法人 サン・ビジョ ン	特別養護老人 ホーム ジョ イフル千種	名古屋市東区葵 三丁目25番23号	平成31年 4月 1日	指定介護福祉施設 サービス
社会福祉法人 絆	特別養護老人 ホーム愛の里 名古屋東	名古屋市守山区 大字上志段味字 川原 156番地	平成31年 4月 1日	指定介護福祉施設 サービス
社会福祉法人 善常会	特別養護老人 ホームオレン ジタウン笠寺 II	名古屋市南区前 浜通 2丁目 1番 地の 3	平成31年 4月 1日	指定介護福祉施設 サービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第72号

介護老人保健施設の許可

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第94条第 1項の規定により、介護老人保健施設として、次のとおり許可しました。

令和元年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	許可年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 サン・ビジョ ン	介護老人保健 施設 ジョイ フル名駅	名古屋市中村区 名駅五丁目25番 12号	平成31年 4月 1日	介護保健施設サー ビス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第73号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第99条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和元年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 サンライフ	ショートステイホーム ジョイフル名駅	名古屋市中村区 名駅五丁目25番 12号	平成31年 3月31日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
社会福祉法人 サンライフ	ショートステイホーム ジョイフル砂田橋	名古屋市東区砂 田橋一丁目 1番 1号	平成31年 3月31日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
社会福祉法人 サンライフ	介護付有料老人ホーム ジョイフル千種	名古屋市東区葵 三丁目25番23号	平成31年 3月31日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
社会福祉法人 サンライフ	ショートステイホーム ジョイフル千種	名古屋市東区葵 三丁目25番23号	平成31年 3月31日	短期入所生活介護 介護予防短期入所

	ヨイフル千種			生活介護
株式会社楽園 ハウス	南陽の里	名古屋市港区七 反野一丁目1910 番地	平成31年 3月31日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護

2 指定介護老人保健施設

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 サンライフ	介護老人保健 施設 ジョイ フル名駅	名古屋市中村区 名駅五丁目25番 12号	平成31年 3月31日	介護保健施設サー ビス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第74号

指定介護老人福祉施設の辞退

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第91条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定の辞退がありました。

令和元年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 サンライフ	介護老人福祉 施設 ジョイ フル名駅	名古屋市中村区 名駅五丁目25番 12号	平成31年 3月31日	指定介護福祉施設 サービス
社会福祉法人 サンライフ	特別養護老人 ホーム ジョ イフル千種	名古屋市東区葵 三丁目25番23号	平成31年 3月31日	指定介護福祉施設 サービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第75号

久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）公募設置等計画の変更の認定

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第2項の規定により、次のとおり公募設置等計画の変更が適当である旨の認定をしました。

その関係図書を名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）において一般の縦覧に供します。

令和元年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 認定計画提出者

三井不動産株式会社

2 変更の認定をした日

令和元年 5月29日

3 認定の有効期間

令和元年 5月30日から令和20年 2月28日まで

4 指定した公募対象公園施設の場所

公園名	公園の位置	公募対象公園施設の位置
久屋大通公園	中区丸の内三丁目、錦三丁目、栄三丁目、大須四丁目、東区東桜一丁目	第1附図のとおり

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

名古屋市告示第76号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中区金山五丁目1209番 1の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第77号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の8第3項の規定に基づき、当該区域に係る平成30年名古屋市告示第537号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を解除します。

令和元年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市西区中小田井二丁目 2番の一部及び 3番の一部
- 2 形質変更時届出管理区域の指定を解除する土地
名古屋市西区中小田井二丁目 2番の一部及び 3番の一部
- 3 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 4 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第78号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和元年 5月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
小児在宅クリニック クみちくさ	名古屋市千種区吹上二丁目 207番 1号	平成31年 3月 1日
末盛内科クリニック	名古屋市千種区末盛通 3丁目 6番 地	平成31年 4月 1日
ひのとり整形在宅 クリニック	名古屋市北区上飯田南町 5丁目71 番地	平成31年 4月 1日
こめの公園前クリ ニッ	名古屋市中村区大正町 3丁目38番 地の 1	平成31年 4月 3日
ひだまりこころク リニッ金山院	名古屋市中区金山一丁目13番11号 先	平成31年 3月 1日
ひだまりこころク リニッサンシャ	名古屋市中区錦三丁目24番 4号	平成31年 4月 1日

インサカエ院		
鈴木眼科クリニック名東	名古屋市名東区社台二丁目14番地	平成31年 3月 1日
きふねホームクリニック	名古屋市名東区勢子坊一丁目1306番地	平成31年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
土屋歯科クリニック	名古屋市中村区藤江町 3丁目 165番地	平成31年 3月 1日
葵デンタルクリニック	名古屋市昭和区石仏町 2丁目 1番地の 9	平成31年 2月 1日
広中歯科医院	名古屋市瑞穂区中根町 1丁目35番地の 2	平成31年 2月25日
ふれあい歯科	名古屋市瑞穂区豊岡通 3丁目49番地	平成31年 4月 1日
大高歯科クリニック	名古屋市緑区森の里一丁目92番地	平成31年 2月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
おひさま薬局サンシャインサカエ店	名古屋市中区錦三丁目24番 4号	平成31年 4月 1日
スギ薬局伏見西店	名古屋市中区栄一丁目 5番21号	平成31年 4月 1日
ポトス薬局ほりた店	名古屋市瑞穂区豆田町 2丁目 3番地の 3	平成31年 4月 3日

ナツメ薬局八勝通 店	名古屋市瑞穂区八勝通 3丁目18番 地の 4	平成31年 4月 1日
サン・ハート薬局 港店	名古屋市港区油屋町 3丁目 5番地 の 1	平成31年 4月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーシ ョン・リハビリテ ーションしあわせ	名古屋市北区若葉通 1丁目13番地	平成31年 2月 1日
訪問看護キープオ ン中川	名古屋市中川区中島新町一丁目 611番地	平成31年 2月26日
ナースステーショ ン笑和みなみ	名古屋市南区豊田五丁目11番68号	平成30年12月 1日
うえのやま訪問看 護ステーション	名古屋市緑区鳴海町字上ノ山27番 地の 4	平成31年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第79号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年 5月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	本山歯科医院	
所 在 地	旧	名古屋市千種区四谷通 1丁目 6番地の 1
	新	名古屋市千種区池園町 2丁目 3番地
変 更 年 月 日	平成31年 3月 1日	

医 療 機 関 名	はやし歯科・矯正歯科	
所 在 地	旧	名古屋市昭和区白金一丁目19番21号
	新	名古屋市昭和区福江二丁目13番10号
変 更 年 月 日	平成31年 4月22日	

2 薬局

医 療 機 関 名	旧	あさひ調剤薬局きたやま店
	新	ポトス薬局きたやま店
所 在 地	名古屋市守山区喜多山一丁目 7番 3号	

変 更 年 月 日	平成31年 2月25日
-----------	-------------

3 訪問看護

医 療 機 関 名	泉訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市中区栄三丁目11番31号
	新	名古屋市中区新栄一丁目 5番18号
変 更 年 月 日	平成31年 3月18日	

医 療 機 関 名	旧	名古屋市中区訪問看護ステーション
	新	名古屋市中・東訪問看護ステーション
所 在 地	名古屋市中区上前津二丁目12番23号	
変 更 年 月 日	平成31年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	名古屋市港区訪問看護ステーション
	新	名古屋市港・熱田訪問看護ステーション
所 在 地	名古屋市港区港楽二丁目 6番32号	
変 更 年 月 日	平成31年 4月 1日	

医 療 機 関 名	訪問看護ステーションスマイル	
所 在 地	旧	名古屋市緑区桶狭間3322番地
	新	名古屋市緑区滝ノ水五丁目2301番地
変 更 年 月 日	平成31年 1月 1日	

医 療 機 関 名	名古屋市緑区訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市緑区池上台二丁目 254番地の 1
	新	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 7番地の 1
変 更 年 月 日	平成31年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第80号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年 5月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	近藤歯科医院	
所 在 地	旧	名古屋市港区小碓二丁目 268番地
	新	名古屋市港区入場一丁目3009番地
変 更 年 月 日	平成31年 2月 4日	

2 訪問看護

医 療 機 関 名	旧	名古屋市昭和区訪問看護ステーション
	新	名古屋市昭和・瑞穂訪問看護ステーション
所 在 地	名古屋市昭和区御器所三丁目18番 1号	
変 更 年 月 日	平成31年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第81号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 5月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
東片端クリニック	名古屋市東区東片端町45番地	平成31年 2月28日
ひだまりこころクリニック 金山院	名古屋市中区金山一丁目13番11 号先	平成31年 3月 1日
医療法人立光会鈴木眼科 クリニック名東	名古屋市名東区社台二丁目14番 地	平成31年 3月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日

大高歯科クリニック	名古屋市緑区森の里一丁目92番地	平成31年 2月 1日
-----------	------------------	-------------

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
三聖堂薬局自由ヶ丘店	名古屋市千種区徳川山町 5丁目 1番31	平成31年 4月 1日
あすなろ薬局	名古屋市西区又穂町 2丁目 1番地	平成31年 3月29日
フロンティア薬局名城店	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号先	平成31年 4月 1日
スギ薬局引山店	名古屋市名東区引山二丁目 110番地	平成30年11月11日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーション・リハビリテーションしあわせ	名古屋市東区大曾根二丁目 5番 30号	平成31年 2月 1日
訪問看護ステーションしあわせリハビリ	名古屋市昭和区若柳町 1丁目 9番地	平成31年 4月 1日
名古屋市瑞穂区訪問看護ステーション	名古屋市瑞穂区佐渡町 3丁目18番地	平成31年 4月 1日
名古屋市熱田区訪問看護ステーション	名古屋市熱田区神宮三丁目 1番 15号	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第82号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和元年 5月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
麻里デンタルクリニ ック	名古屋市瑞穂区彌富ヶ丘町 1丁目 15番地の 5	平成31年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第83号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
かとう歯科クリニック	名古屋市北区清水三丁目21番19号	平成31年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第84号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年 5月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
訪問マッサージKE i ROW代官町ステ ーション	名古屋市東区代官町 1番16号	平成31年 3月 1日
磯部 正明		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
-----------	-------	-----------

施 術 者 名		
フジ鍼療所	名古屋市西区香呑町 4丁目74番地	平成31年 2月28日
津川 富士子		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
中村接骨院	名古屋市北区中切町字石原 718番 地の15	平成31年 3月27日
中村 宜之		
こばやし接骨院	名古屋市中川区露橋二丁目27番18 号	平成31年 2月28日
小林 克文		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第85号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

令和元年 5月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	松井 孝時	
施 術 所 名	旧	鍼灸マッサージアクアケア
	新	M I S O R A 鍼灸マッサージ院
所 在 地	旧	名古屋市中村区黄金通 2丁目59番地
	新	名古屋市中川区中島新町三丁目2501番地
変 更 年 月 日	平成30年10月 1日	

2 はり・きゅう

施 術 者 名	松井 孝時	
施 術 所 名	旧	鍼灸マッサージアクアケア
	新	M I S O R A 鍼灸マッサージ院
所 在 地	旧	名古屋市中村区黄金通 2丁目59番地
	新	名古屋市中川区中島新町三丁目2501番地

変 更 年 月 日	平成30年10月 1日
-----------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第86号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
長谷田マッサージ治 療院	名古屋市緑区鳴海町字白山 113番 地	平成27年11月 1日
長谷田 宏雄		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第87号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定 の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和元年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3に規定する第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律

第 283号) 第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者

(3) 知的障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

(4) 原子爆弾被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者

ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者

(5) 精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者

(6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定する者

(7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）

第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者

イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者

ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 2年 1月 6日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあつては10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者にあつては 5年）を経過しない者がいないこと。

ク 原則として、保証人 1名を立てることができること。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所、各区役所支所、各保健センター及び各保健センター分室
(精神・難病等窓口)

イ 日時

令和元年 5月31日 (金) から同年 6月14日 (金) までの午前 8時45分
から午後 5時15分まで。ただし、同月 1日 (土)、 2日 (日)、 8日
(土) 及び 9日 (日) を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事
務所又は社会福祉事務所支所 (以下「社会福祉事務所」という。) に持
参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、
勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(5)又は1(7)に該当する場合にあっては保健センター又は保健
センター分室 (精神・難病等窓口) に、1(6)に該当する場合にあっては
健康福祉局健康部感染症対策室にそれぞれ持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和元年 6月 3日 (月) から同月14日 (金) までの午前 8時45分から
午後 5時15分まで。ただし、同月 8日 (土) 及び 9日 (日) を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

イ 日時

令和元年 7月17日 (水) 午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 47戸

3 市営住宅・障害者世帯向け (車いす専用)

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯

- ア 戦傷病者特別援護法第 4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者であつて、その障害の程度が下肢又は体幹かつ恩給法別表第 1号表ノ 2の規定により、特別項症から第 3項症までである者
- イ 身体障害者福祉法第15条第 4項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた 1級から 4級までの身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 9戸

事故住宅 1戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市教育委員会告示第 2号

教育委員会定例会の開催について

令和元年 6月 6日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和元年 5月31日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則で定める様式の規格等を改める規則案について

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について

訴訟上の和解について

令和元年度一般会計補正予算について

名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について

名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

名古屋市図書館協議会委員の委嘱について

名古屋市博物館協議会委員の委嘱について

名古屋市美術館協議会委員の委嘱について

名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

教職員人事

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第1号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程及び名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

令和元年5月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

(名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1を次のように改める。

職
員
番
号

届 出 事 由	添付書類
扶養親族認定申請(新規)	
扶養親族認定申請(異動)	

局	部	課	所屬名〔局区室・部(公所)・課(公所)〕	補職名	氏名	(年 月 日 生)				届 出		年 月 日
						受 理				該当年月日		年 月 日
異動内容	該当事由	フリガナ				続柄	生 年 月 日	区分	扶養手当(※)	同居別居の別	職業等	所得年額(種類)
									年 月 日			
増							年 月 日			同居		円
・										別居		()
減										同居		()
増										別居		()
・										同居		()
減										別居		()
増										同居		()
・										別居		()
減										同居		()
増										別居		()
・										同居		()
減										別居		()
増										同居		()
・										別居		()
減										同居		()
増										別居		()
・										同居		()
減										別居		()

支給の始期(終期)・改定

年 月 分

支給月額

円

備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正）

第2条 名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「とする。ただし、次の各号に規定する職員のうち管理職員の奨励手当の額は、当該各号に定める額」を削る。

第11条の2第1号中「管理職員のうち」を削り、「100分の94から100分の127まで」を「1,000分の815から1,000分の935まで（管理職員にあっては、100分の94から100分の127まで）」に改め、同条第2号中「管理職員のうち」を削り、「100分の46から100分の62まで」を「1,000分の395から1,000分の455まで（管理職員にあっては、100分の46から100分の62まで）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、発布の日から施行し、第1条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（以下「改正前規程」という。）の規定に基づいて提出されている届は、改正後規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に改正前規程の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

自由ヶ丘プラザ

名古屋市千種区自由ヶ丘 3丁目 2番27号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市千種区自由ヶ丘三丁目 2番 27号	名古屋市千種区自由ヶ丘 3丁目 2番 27号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	柴田 信雄	—	名古屋市名 東区香流 3 丁目 123番 地	—	—	—	平成 28年 11月 30日
2	伊藤 明彦	—	名古屋市北 区東長田町 2丁目20番 地	—	—	—	平成 29年 11月 30日
3	中埜 妙子	—	名古屋市千 種区自由ヶ 丘 2丁目16 番	—	—	—	平成 27年 2月 28日

4	本多 聡	—	名古屋市千種区希望ヶ丘 4丁目11番地	—	—	—	平成26年6月30日
5	—	—	—	クラフト(株)	代表取締役 森 要	東京都千代田区丸の内一丁目 1番 1号	平成27年3月1日
6	杉原 隆	—	名古屋市千種区自由ヶ丘 2丁目16番	変更なし	—	名古屋市千種区自由ヶ丘 3丁目 1番 1— 106号	平成26年2月27日
7	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 中西 進	三重県松阪市大口町 185番地の 1	変更なし	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目 18番22号	平成24年5月27日
8	(有)百合カメラ	代表取締役 百合草 弘	名古屋市千種区希望ヶ丘 4丁目11番 2号	変更なし	代表取締役 百合草 千仁	名古屋市千種区自由ヶ丘 3丁目 2番27号	平成26年2月27日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成31年 4月22日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1からNo. 4までの小売業者については、退店のため
- (3) No. 5の小売業者については、入店のため
- (4) No. 6の小売業者については、住所変更のため
- (5) No. 7及びNo. 8の小売業者については、代表者及び住所変更のため

5 届出の日

平成31年 4月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 5月27日から同年 9月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年 9月27日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

自由ヶ丘プラザ

名古屋市千種区自由ヶ丘 3丁目 2番27号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
マックスバリュ 中部(株)	午前 9時00分	午前 7時00分	午後12時00分	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
地下 1階駐車場	午前 8時30分から	午前 6時45分から
1階駐車場	午前 0時30分まで	午前 0時30分まで

3 変更の日

令和元年 6月 3日

4 変更する理由

来店客の利便性向上のため

5 届出の日

平成31年 4月22日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 5月27日から同年 9月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年 9月27日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと名古屋みなとアクルス

名古屋市港区港明二丁目 501番 4 ほか 3筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
（仮称）港明用地開発事業 商業 施設計画	ららぽーと名古屋みなとアクルス

(2) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市港区港明二丁目 501番 1 ほか 2筆	名古屋市港区港明二丁目 501番 4 ほか 3筆

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
1	—	—	—	A s - m e エステール (株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区 虎ノ門四丁 目 3番13号

2	—	—	—	BODYMAKER(株)	代表取締役 長 渕 巧	大阪府吹田市垂水町三丁目23番25号
3	—	—	—	B-Rサーティワンアイスクリーム(株)	代表取締役 渡辺 裕明	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
4	—	—	—	GUESS JAPAN 合同会社	代表社員 ゲス・ヨーロッパ・ベー・フェー	東京都港区北青山三丁目3番11号
5	—	—	—	エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン(株)	代表社員 ルーカス・セイファート	東京都渋谷区宇田川町33番6号
6	—	—	—	Michael Kors Japan(株)	代表取締役 山崎 大輔	東京都港区南青山一丁目2番6号
7	—	—	—	アガタジャポン(株)	代表取締役 飯倉 未奈子	東京都港区芝浦三丁目14番29号
8	—	—	—	アディダスジャパン(株)	代表取締役 ポール・アンドリュースティ	東京都港区六本木一丁目9番10号
9	—	—	—	エース(株)	代表取締役 森下 宏明	大阪府中央区博労町四丁目5番2号
10	—	—	—	エル・エル・ビーン・インターナショナル	代表社員 青木 久仁子	東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目16番3号
11	—	—	—	岡田食品惣菜(株)	代表取締役 岡田 卓也	三重県松阪市京町508番地1
12	—	—	—	オキツモ流通(株)	代表取締役 山中 重治	三重県名張市箕曲中村18番地の2
13	—	—	—	(株)Yogi Japan	代表取締役 木村 誠司	大阪府中央区瓦町三丁目6番5号

14	—	—	—	(株)アオキスパー	代表取締役 青木 俊道	名古屋市中 村区鳥居西 通 1丁目 1 番地
15	—	—	—	(株)アダスト リア	代表取締役 福田 三千 男	茨城県水戸 市泉町三丁 目 1番27号
16	—	—	—	(株)ウィゴー	代表取締役 高橋 秀朗	東京都渋谷 区恵比寿南 一丁目16番 3号
17	—	—	—	(株)エフ・デ ィ・シィ・ プロダクツ	代表取締役 瀧口 昭弘	東京都品川 区上大崎二 丁目19番10 号
18	—	—	—	(株)オートバ ックスセブ ン	代表取締役 小林 喜夫 巳	東京都江東 区豊洲五丁 目 6番52号
19	—	—	—	(株)川スミ	代表取締役 川澄 幸司	三重県桑名 市大字大仲 新田字新井 水下67番地 3
20	—	—	—	(株)くわこや	代表取締役 野村 和弘	愛知県西尾 市肴町24番 地
21	—	—	—	(株)コーエン	代表取締役 藤澤 光徳	東京都港区 赤坂八丁目 1番19号
22	—	—	—	(株)コスモネ ット	代表取締役 三上 明	京都市中央 区烏丸通四 条上る筍町 689番地
23	—	—	—	(株)コロンビ アスポーツ ウェアジャ パン	代表取締役 ラッザリ・ マッスィモ	東京都新宿 区新宿六丁 目27番30号
24	—	—	—	(株)ザラホー ム・ジャパ ン	代表取締役 ペッターソ ン万里	東京都渋谷 区恵比寿西 一丁目10番 11号
25	—	—	—	(株)ダブルエ ー	代表取締役 肖 俊偉	東京都渋谷 区恵比寿一 丁目20番18 号

26	—	—	—	(株)ビームス	代表取締役 設楽 洋	東京都渋谷 区神宮前一 丁目 5番 8 号
27	—	—	—	(株)F r a n c f r a n c	代表取締役 佐野 一幸	東京都渋谷 区神宮前五 丁目53番67 号
28	—	—	—	(株)MTG	代表取締役 松下 剛	名古屋市 中村区本陣通 2丁目32番 地
29	—	—	—	(株)アウティ ングスパー ス	代表取締役 柴田 茂樹	大阪市住之 江区中加賀 屋四丁目 4 番18号
30	—	—	—	(株)朝日ブリ ッジ	代表取締役 田崎 成隆	名古屋市昭 和区広路町 字南山68番 地
31	—	—	—	(株)アデラン ス	代表取締役 根本 信男	東京都新宿 区荒木町13 番地 4
32	—	—	—	(株)アイデア インターナシ ョナル	代表取締役 森 正人	東京都港区 芝五丁目13 番18号
33	—	—	—	(株)イング	代表取締役 向井 孝司	神戸市中央 区港島南町 四丁目 6番 2号
34	—	—	—	(株)インプロ ーブス	代表取締役 松浦 誠	大阪市西区 新町一丁目 28番 3号
35	—	—	—	(株)ウィッシ ーズカンパ ニー	代表取締役 越川 武	岐阜県大垣 市寺内町 4 丁目 118番 地
36	—	—	—	(株)ウェイア ウト	代表取締役 太田 貞利	愛知県岡崎 市東明大寺 町15番地 7
37	—	—	—	(株)エービー シー・マー ト	代表取締役 野口 実	東京都渋谷 区神南一丁 目11番 5号
38	—	—	—	(株)オー・ア ール・エフ	代表取締役 古田 芳文	名古屋市中 区丸の内三 丁目 7番 9 号

39	—	—	—	(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号
40	—	—	—	(株)カレット	代表取締役 櫻井 直彦	岐阜県関市 肥田瀬1535 番地の 1
41	—	—	—	(株)キャン	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区 幸町 2番 8 号
42	—	—	—	(株)グループ セブジャパ ン	代表取締役 アンドリュ ー・ブバラ	東京都港区 麻布一丁目 3番 3号
43	—	—	—	(株)サザエ食 品	代表取締役 戸島 陽平	兵庫県西宮 市上大市四 丁目17番18 号
44	—	—	—	(株)サザビー リーグ	代表取締役 角田 良太	東京都渋谷 区元代々木 町49番13号
45	—	—	—	(株)サンエー ・ビーディ ー	代表取締役 前川 正典	東京都港区 南青山一丁 目 1番 1号
46	—	—	—	(株)三鈴	代表取締役 大西 雅美	東京都品川 区西五反田 七丁目22番 17号
47	—	—	—	(株)ジーユー	代表取締役 柚木 治	山口県山口 市佐山 717 番地 1
48	—	—	—	(株)ジェニイ	代表取締役 平原 亮太	大阪府中央 区安土町一 丁目 5番 8 号
49	—	—	—	(株)ジャング ルジャム	代表取締役 芝原 正博	東京都目黒 区大橋一丁 目 7番 4号
50	—	—	—	(株)ジン	代表取締役 山本 篤	三重県四日 市市新正一 丁目12番 4 号
51	—	—	—	(株)ジンズ	代表取締役 田中 仁	群馬県前橋 市川原町二 丁目26番地 4
52	—	—	—	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区 幸町 2番 8 号

53	—	—	—	(株)スノーピーク	代表取締役 山井 太	新潟県三条市 中野原456番地
54	—	—	—	(株)ゾフ	代表取締役 上野 照博	東京都港区 北青山三丁目 6番1号
55	—	—	—	(株)大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市 西条吉行東一丁目 4番14号
56	—	—	—	(株)タナカふとんサービス	代表取締役 田中 公雄	愛知県一宮市 天王二丁目 2番2号
57	—	—	—	(株)ダブリュ・アイ・システム	代表取締役 濱中 洋	東京都豊島区 池袋二丁目 43番1号
58	—	—	—	(株)内藤デザイン研究所	代表取締役 内藤 堅二	東京都豊島区 長崎四丁目 38番2号
59	—	—	—	(株)名古屋中村	代表取締役 中村 太一	名古屋市中区 大須三丁目 35番31号
60	—	—	—	(株)パルグループホールディングス	代表取締役 井上 隆太	大阪府中央区 北浜三丁目 5番29号
61	—	—	—	(株)パレモ・ホールディングス	代表取締役 吉田 馨	愛知県稲沢市 天地五反田町 1番地
62	—	—	—	(株)ひごペットフレンドリー	代表取締役 滝 信良	大阪府吹田市 豊津町11番 34号
63	—	—	—	(株)ファイブ・フォックス	代表取締役 上田 稔夫	東京都渋谷区 千駄ヶ谷三丁目 60番7号
64	—	—	—	(株)ベベ	代表取締役 小東 政章	神戸市中央区 港島中町六丁目 8番2号
65	—	—	—	(株)ベルカデア	代表取締役 辰野 勇	奈良県奈良市 高畑町1200番地 の9
66	—	—	—	(株)マーキーズ	代表取締役 廣畑 正行	堺市堺区出島 湾岸通二丁目 3番13号

67	—	—	—	(株)マークス アンドウェブ	代表取締役 松山 剛己	東京都目黒 区東山一丁 目11番10号
68	—	—	—	(株)メガネト ップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡市葵区 伝馬町 8番 地の 6
69	—	—	—	(株)ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口 市佐山 717 番地 1
70	—	—	—	(株)ライトオ ン	代表取締役 横内 達治	茨城県つく ば市吾妻一 丁目11番 1 号
71	—	—	—	(株)リンク・ セオリー・ ジャパン	代表取締役 畑 誠	山口県山口 市佐山 717 番地 1
72	—	—	—	(株)ルームプ ラス	代表取締役 清代 雄治	広島市安佐 南区八木一 丁目21番22 号
73	—	—	—	(株)レプレゼ ント	代表取締役 堀口 靖弘	東京都渋谷 区神宮前六 丁目17番11 号
74	—	—	—	(株)ロフト	代表取締役 安藤 公基	東京都渋谷 区宇田川町 18番 2号
75	—	—	—	(株)丸澤屋	代表取締役 澤木 孝夫	名古屋市中 川区山王四 丁目 6番 2 号
76	—	—	—	(株)上野商会	代表取締役 長谷川 文 彦	東京都台東 区上野六丁 目10番17号
77	—	—	—	(株)東京デリ カ	代表取締役 木山 剛史	東京都葛飾 区新小岩一 丁目48番14 号
78	—	—	—	(株)良品計画	代表取締役 松崎 暁	東京都豊島 区東池袋四 丁目26番 3 号
79	—	—	—	(株)ツルヤ商 事	代表取締役 服部 博幸	名古屋市千 種区今池三 丁目 4番18 号

80	—	—	—	(株)ベルシュ カ・ジャパ ン	代表取締役 ペッターソ ン万里	東京都渋谷 区恵比寿西 一丁目10番 11号
81	—	—	—	(株)マーレマ ーレ・ジャ パン	代表取締役 東 裕司	神戸市長田 区西尻池町 二丁目 4番 6号
82	—	—	—	(株)ヤマダヤ	代表取締役 山田 太郎	名古屋市西 区城西一丁 目 3番 5号
83	—	—	—	(株)ラコステ ジャパン	代表取締役 李 孝	東京都渋谷 区神宮前二 丁目34番17 号
84	—	—	—	カルチュア ・コンビニ エンス・ク ラブ(株)	代表取締役 増田 宗昭	大阪府枚方 市岡東町12 番 2号
85	—	—	—	(株)ローソン	代表取締役 竹増 貞信	東京都品川 区大崎一丁 目11番 2号
86	—	—	—	キャスキッ ドソンジャ パン(株)	代表取締役 池田 マイ ク	東京都港区 北青山三丁 目 5番43号
87	—	—	—	ギャップジ ヤパン(株)	代表取締役 スティーブ ンセア	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 五丁目32番 10号
88	—	—	—	合同会社P VHジャパ ン	職務執行者 アレキサン ダー・トー マス・チュ ー	東京都渋谷 区代官山町 8番 7号
89	—	—	—	ゴディバジ ヤパン(株)	代表取締役 ジェローム ・シュシャ ン	東京都港区 六本木三丁 目 2番 1号
90	—	—	—	ジースター リテイルジ ヤパン(株)	代表取締役 鹿小木 光	東京都渋谷 区神宮前二 丁目 4番12 号
91	—	—	—	ジョルジオ アルマーニ ジャパン(株)	代表取締役 笹野 和泉	東京都中央 区銀座五丁 目 5番 4号

92	—	—	—	スギホールディングス(株)	代表取締役 杉浦 広一	愛知県安城市三河安城町 1丁目 8番地 4
93	—	—	—	セイコーリテールマーケティング(株)	代表取締役 庄山 昌彦	東京都中央区銀座一丁目20番14号
94	—	—	—	ゼビオ(株)	代表取締役 加藤 智治	福島県郡山市朝日三丁目 7番35号
95	—	—	—	ソックコウベ(株)	代表取締役 日ノ本 欽也	神戸市東灘区向洋町中6丁目 9番地
96	—	—	—	ディーゼルジャパン(株)	代表取締役 ルイージ・メッザソーマ	大阪市中心区南船場三丁目12番12号
97	—	—	—	トリンプ・インターナショナル・ジャパン(株)	代表取締役 ヴァンサン・ネリアス	東京都中央区築地五丁目 6番 4号
98	—	—	—	中村漆器産業(株)	代表取締役 中村 忠	長野県塩尻市大字木曽平沢1819番地
99	—	—	—	南海通商(株)	代表取締役 栗野 祐次	東京都目黒区中町二丁目47番 5号
100	—	—	—	日本トイザラス(株)	代表取締役 ディーター・ハーベル	川崎市幸区大宮町1310番地
101	—	—	—	パセリエンタープライズ(株)	代表取締役 松本 規義	滋賀県長浜市勝町 803番地
102	—	—	—	はるやま商事(株)	代表取締役 伊藤 卓	岡山市北区表町一丁目2番 3号
103	—	—	—	ファイテン(株)	代表取締役 平田 好宏	京都市中京区烏丸錦小路角手洗水町 678番地
104	—	—	—	ブルーブルーエジパン(株)	代表取締役 神山 邦雄	東京都新宿区下落合二丁目17番 7号

105	—	—	—	ボーズ合同 会社	職務執行者 ジェイムズ ・イー・ス キャモン	東京都港区 六本木一丁 目 4番 5号
106	—	—	—	モダンデコ (株)	代表取締役 新村 晃一	広島市中区 富士見町16 番22号
107	—	—	—	モロゾフ(株)	代表取締役 山口 信二	神戸市東灘 区御影本町 六丁目11番 19号
108	—	—	—	リーバイ・ス トラウス ジャパン(株)	代表取締役 パスカル・ センコフ	東京都港区 南青山一丁 目 1番 1号
109	—	—	—	ル・クルー ゼ・ジャポ ン(株)	代表取締役 モニカ・マ ルケス・ピ ント	東京都港区 麻布台二丁 目 2番 9号
110	—	—	—	(株)F・O・ インターナ ショナル	代表取締役 小野 行由	神戸市中央 区三宮町二 丁目 4番 1 号
111	—	—	—	(株)s n y g	代表取締役 渡邊 功一	福岡市中央 区大名一丁 目11番15号
112	—	—	—	(株)アミナコ レクション	代表取締役 進藤 さわ と	横浜市緑区 鴨居四丁目 50番 1号
113	—	—	—	(株)いま津	代表取締役 今津 邦博	名古屋市熱 田区金山町 二丁目 2番 2号
114	—	—	—	(株)ヴィレッ ジヴァンガ ードコーポ レーション	代表取締役 白川 篤典	名古屋市名 東区上社一 丁目 901番 地
115	—	—	—	(株)キャメル 珈琲	代表取締役 尾田 信夫	東京都世田 谷区代田二 丁目31番 8 号
116	—	—	—	(株)グリーン ハウスフーズ	代表取締役 田沼 千秋	東京都新宿 区西新宿三 丁目20番 2 号
117	—	—	—	(株)コイサン ズ	代表取締役 高橋 仁志	三重県津市 栄町 2丁目 389番地

118	—	—	—	(株)ジーンズ メイト	代表取締役 富澤 茂	東京都渋谷 区元代々木 町30番13号
119	—	—	—	(株)シナテッ ク	代表取締役 国本 哲秀	東京都中央 区晴海一丁 目 8番10号
120	—	—	—	(株)ダッドウ エイ	代表取締役 白鳥 公彦	横浜市港北 区新横浜二 丁目15番地 12
121	—	—	—	(株)デリカス イト	代表取締役 堀 富則	岐阜県大垣 市加賀野 4 丁目 1番地 20
122	—	—	—	(株)ドンク	代表取締役 中土 忠	神戸市中央 区三宮町二 丁目10番19 号
123	—	—	—	(株)ナナコプ ラス	代表取締役 三谷 由紀	京都市中京 区新京極通 四条上ル中 之町 577番 地22
124	—	—	—	(株)ナルミヤ ・インター ナショナル	代表取締役 石井 稔晃	東京都港区 芝公園二丁 目 4番 1号
125	—	—	—	(株)バロック ジャパンリ ミテッド	代表取締役 奈良 世輝	東京都目黒 区青葉台四 丁目 7番 7 号
126	—	—	—	(株)バンダイ	代表取締役 川口 勝	東京都台東 区駒形一丁 目 4番 8号
127	—	—	—	(株)ベルーフ	代表取締役 香月 広	東京都品川 区東五反田 五丁目24番 10号
128	—	—	—	(株)みのや	代表取締役 正木 宏和	さいたま市 中央区大字 下落合1050 番地 2
129	—	—	—	(株)ムーンス ター	代表取締役 猪山 渡	福岡県久留 米市白山町 60番地
130	—	—	—	(株)ヤタロー	代表取締役 中村 伸宏	浜松市東区 丸塚町 169 番地

131	—	—	—	(株)リーガル コーポレー ション	代表取締役 岩崎 幸次 郎	千葉県浦安 市日の出二 丁目 1番 8 号
132	—	—	—	(株)柿安本店	代表取締役 赤塚 保正	三重県桑名 市吉之丸 8 番地
133	—	—	—	(株)赤ちゃん 本舗	代表取締役 佐藤 好潔	大阪市中央 区南本町三 丁目 3番21 号
134	—	—	—	大和書店(株)	代表取締役 稲山 佳史	愛知県岩倉 市中本町西 出口64番地 9
135	—	—	—	島村楽器(株)	代表取締役 島村 元紹	東京都江戸 川区平井六 丁目37番 3 号
136	—	—	—	北海道フー ドフロンテ ィア(株)	代表取締役 生熊 康延	札幌市中央 区大通東 1 丁目 2番地
137	—	—	—	綿新産業(株)	代表取締役 伊藤 哲朗	愛知県津島 市今市場町 4丁目14番 地
138	—	—	—	和信産業(株)	代表取締役 浦山 政信	長崎県佐世 保市卸本町 27番 1号

3 変更の日

- (1) 大規模小売店舗の名称については、平成30年 9月26日
- (2) 大規模小売店舗の所在地については、平成29年10月27日
- (3) 小売業者については、平成30年 9月26日

4 変更した理由

- (1) 大規模小売店舗の名称については、店舗名称が確定したため
- (2) 大規模小売店舗の所在地については、誤記修正及び地番の分筆のため
- (3) 小売業者については、小売業者が確定したため

5 届出の日

平成31年 4月 9日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 5月29日から同年 9月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年 9月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R セントラルタワーズ・J R ゲートタワー・J P タワー名古屋
名古屋市中村区名駅一丁目1015番 1 ほか36筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
有限会社山口工芸	代表取締役 市橋 人士	福井県鯖江市西袋町 503番地	株式会社H a c o a	変更なし	変更なし

3 変更の日

平成31年 1月 1日

4 変更した理由

名称変更のため

5 届出の日

平成31年 4月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 5月31日から同年 9月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年 9月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J Rセントラルタワーズ・J Rゲートタワー・J Pタワー名古屋

名古屋市中村区名駅一丁目1015番 1 ほか36筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
タワーズ駐車場	784台	785台	784台	785台
中央水産ビル駐車場	1台	—	284台	—
その他駐車場	442台	変更なし	1,659台	変更なし
計	1,227台	変更なし	2,727台	2,444台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
中央水産ビル駐車場	午前 4時00分から 午後10時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
中央水産ビル駐車場	2箇所	—
その他駐車場	20箇所	変更なし
計	22箇所	20箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和元年 7月 1日

4 変更しようとする理由

一部契約駐車場の閉鎖に伴う駐車場の見直しのため

5 届出の日

平成31年 4月26日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中村区役所情報コーナー、西区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー
及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 5月31日から同年 9月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年 9月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課